

奈良県告示第百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、南花内土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年九月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	堀内 嘉行	葛城市南花内一五九一	一
〃	平川 守弘	〃	二〇
〃	堀内 千代子	〃	五七一
〃	津山 多美子	〃	五二二
〃	堀内 かず子	〃	一三二
監事	堀内 芳子	〃	三
〃	津山 棟子	〃	三〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	西川 弘之	葛城市南花内一四二二	二
〃	松田 登	〃	一九
〃	高橋 義輝	〃	五五一
〃	花井 義明	〃	五二
〃	山本 周尚	〃	四七
監事	堀内 栄子	〃	二一
〃	松村 妙子	〃	一六